

平成 26 年 5 月 7 日

一般社団法人 日本臨床心理士会  
会長 村瀬嘉代子 先生  
日本臨床心理士資格認定協会  
会長 森 喜朗 先生  
臨床心理職国家資格推進連絡協議会  
会長 鶴 光代 先生  
日本臨床心理士養成大学院協議会  
会長 石川 啓 先生

三重県臨床心理士会  
会長 鈴木 誠

## 『公認心理師法案要綱骨子(案)』への対応に関する要望

心理職の国家資格化に関しまして、数々のご尽力に深く感謝申し上げます。

平成 26 年 4 月 22 日に開催されました自由民主党「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」総会にて、『公認心理師法案要綱骨子(案)』が示されました。この法案要綱骨子に関する対応につきまして、三重県臨床心理士会として、以下の三点について要望いたします。

1. 「誰のための心理職の国家資格なのか」という視点を忘れず、利用者の心理的な健康の増進に確かに寄与できる資格となるように、臨床心理士のこれまでの 25 年間の歴史と社会的貢献を踏まえた上で、さらなる発展を担える資格創設となるような働きかけを行ってください。

心理職の国家資格化に向けての昨今の動向を鑑みるに、利用者であるクライアントの立場に立っての資格創設というよりも、心理職のキャリアパスの確立を目指しての資格創設となっている側面が否定できません。新資格の創設自体が、これまでの 25 年間にわたり臨床心理士が社会から獲得してきた社会的信用に対する信用失墜行為とならないように、具体的には以下の二点について、要望します。

まず、要綱骨子の**第二の三（試験－受験資格）**では「③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者」とされており、これは解釈の在りよう如何によっては、高卒者であっても公認心理師の受験資格の取得が可能ということになります。受験内容によって事実上のふるい落としが可能という話も見聞きはしますが、最大限可能な限りの質の担保を行うために、現行の臨床心理士と同等以上の高等教育機関における訓練課程を要求することが妥当であると考えます。

そして、同じく要綱骨子の中では、資格の更新を義務づける文言が謳われておりません。臨床心理士と同等あるいはそれ以上の、専門職としての生涯学習に裏付けられた質の維持を、新たに創設する国家資格の要件においても明言してくださることを要望します。

2. 平成 23 年 10 月 2 日付の『三団体要望書』における「業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする」と

いう要望の姿勢を、今後の折衝の中でも堅持してください。

要綱骨子の**第四の一（義務等一義務）**において、関係者との連携について「②公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこと」と記されています。

周知の通り、心理職の活動領域は、医師との直接の連携の機会が多い保健医療領域のみならず、他にも教育・福祉・司法矯正・私設相談・産業など、実に多岐に渡っています。もちろん医師との連携をおろそかにすることでクライアントの利益に反するような実践を行うことは、看過しえない非倫理的な行為です。そのため、主治医との緊密な連携を図る努力を払うことは、当然のことながら、重要な事柄であると考えます。しかし、上述したような心理職の活動領域の多様性を鑑みるに、広く主治医の「指示」を義務づけてしまうことで、一人一人の心理職の活動に対する制約があまりに大きくなるおそれがあります。また、場合によってはクライアントにとっても不利益をもたらすことも懸念されます。

したがって、当初の『三団体要望書』での要望通りに、主治医との連携に関しては「保健医療領域においては」などの限定的な文言を付与し、他領域においては「指示」ではなく「連携のもとに」という位置づけにするなどして、心理臨床の独自性・独立性を保持できるような立場の獲得となるような資格としていかれることを要望します。

3. それぞれの組織としての正当な意思決定の手続きを踏みながら交渉を進めてください。  
また、臨床心理士一人一人の意見を汲みながらの意思決定を進めてください。

心理職の国家資格の創設については、現在もなお、予断を許さない速度で諸々の交渉・折衝が行われていることと推察いたします。しかし、交渉の実務にあたっている先生方が代表される各団体の意思決定の手続きに関しては、重要な意志決定については構成員による総会等での議決をもって機関決定を行うべきとして、それぞれの団体の規約等に定めがあるはずで、心理職の国家資格の創設につきましても、こうした正当な意思決定の手続きを踏まえた上で、慎重かつ公正に交渉を進めていただくことを要望いたします。

また、どのような条件の国家資格を望むかということにつきましても、臨床心理士の一人一人において、その望む姿は異なります。現状は、その実態についての調査研究が十分に行われているとも言いがたい状況にあります。こうした実態把握に向けての調査も行いながら、今後の交渉を行っていただくことを要望いたします。

以上